

障害者の試合参加機会等の拡大について

平成20年12月13日

平成20年度第4回臨時理事会承認事項

競技運営委員会

障害者の試合参加機会等の拡大について

標記については、平成20年度に限定して実施してきたところであるが、主管した加盟団体から競技会の運営等について問題のない旨の返事を戴いております。

つきましては、平成21年度からは原則として当協会並びに加盟団体の主催する競技会（含む朝霞射撃場）においては、次により実施することしました。

記

1. 実施する競技会について

全日本ライフル射撃選手権大会、全日本選抜ライフル射撃大会、全日本社会人ライフル射撃選手権を除く競技会とする。

2. 大会開催の形態について

〇〇大会兼障害者〇〇大会とし、同じ場所、同じ日に競技を実施する。

3. 大会実施について

- ① 競技会において、「兼障害者〇〇大会」を同時に実施することの判断は、テクニカル・デレゲート（競技委員長）に委任する。
- ② テクニカル・デレゲート（競技委員長）は、あらかじめ主管する団体と相談して兼大会の開催の可否を決めることができるものとする。

4. 参加者の範囲について

- ① 参加を認めるクラスはSH1、SH2とし、介助者が必要な選手については参加選手が手配すること。ただし、介助者が銃の操作等を補助することは認めない。

- ② 参加する選手は、NPO日本障害者スポーツ射撃連盟が発行する「クラス分け認定証」を持参し、試合中は提示すること。

5. 障害者連盟の選手の参加申し込みについて

参加申し込みは、障害者連盟を通じて行うこと。

朝霞射撃場を使用する競技会において、介添者が同伴する場合は、介添者の申し込みは障害者連盟を通じて行うこと。

6. 障害者連盟の役員の派遣について

障害者連盟は、役員（審判員ほか）の派遣についてテクニカル・デレゲート（競技委員長）と協議し、必要に応じて役員等の派遣を行うものとする。

7. 段級受験について

障害者選手が段級受験をする場合は、次により当協会の段級表を適用することに同意した場合は段級の受験を認める。

クラス	種目	適用の段級表 (日ラ段級表)	備考
SH1	AR 立射	AR 立射	
	AR 伏射	AR 伏射	
	AP 立射	AP 立射	

以上